

## 横手市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会設置規約について

### 1)方針・方向性(協議決定事項)

横手市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会設置規約について、内容の決定をいただきたい。

### 2)背景・経緯(現状)

①これまで、地域公共交通活性化協議会等で協議を行っていた一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について、令和5年10月1日から改正道路運送法が施行されたことにより、地域公共交通活性化協議会等では協議を行うことができず、道路運送法第9条第4項に規定する協議会における協議が必要となった。

②当市においても、横手市地域公共交通活性化協議会とは別の、運賃及び料金の協議に特化した会議体を設置することが必要となった。

### 3)具体実施プラン等

●上記②の会議体として「横手市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（分科会）」を設置する。

※横手市地域公共交通活性化協議会（協議会）の分科会として設置するため、基本的に協議会の委員が分科会の委員を兼任することとなる。

●分科会の構成員は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき以下のとおりとする。

- 1 市長が指名する者
- 2 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- 3 秋田運輸支局長又はその指名する者
- 4 運賃等を定めようとする路線に係る住民

例：乗合タクシー睦合線の運賃を変更する場合の分科会の構成員

- 1 横手市総務企画部長
- 2 有限会社ユニオン交通秋南タクシー営業所
- 3 秋田運輸支局首席運輸企画専門官
- 4 雄物川地域代表委員、十文字地域代表委員

●分科会協議の対象となる路線

- ・横手市循環バス
- ・横手デマンド交通
- ・乗合タクシー「湯沢沼館線」
- ・乗合タクシー「大森線」
- ・乗合タクシー「睦合線」

●分科会は、協議会と同日に開催すること又は書面による協議を想定

**4)スケジュール(時期)**

---

---

令和7年3月14日より規約施行、分科会運用開始

## 改正道路運送法の改正(R5.10.1施行)

### 1 法改正前(~R5.9.30)

「地域公共交通会議又は(活性化再生法に基づく)協議会」において協議を調え、国土交通大臣に届出

【参考】道路運送法(抜粋)  
(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)  
第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、**当該運送に係る運賃等について**地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める**関係者間の協議が調ったときは**、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、**その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。**

### 2 法改正後(R5.10.1~)

新たな「協議会」において協議を調え、国土交通大臣に届出

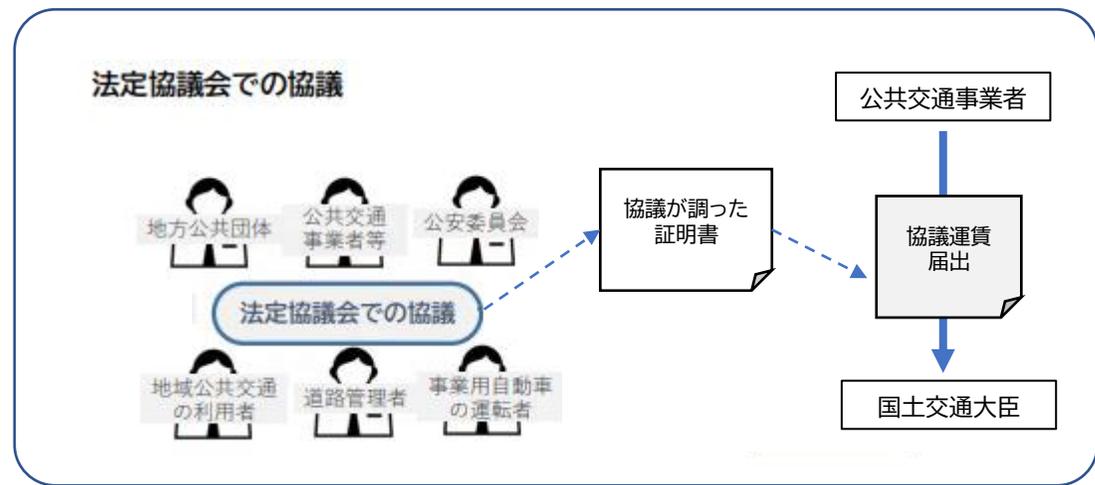
【参考】道路運送法(抜粋)  
(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)  
第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、**次に掲げる者を構成員とする協議会**において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る**運賃等について協議が調ったときは**、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該**協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。**当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

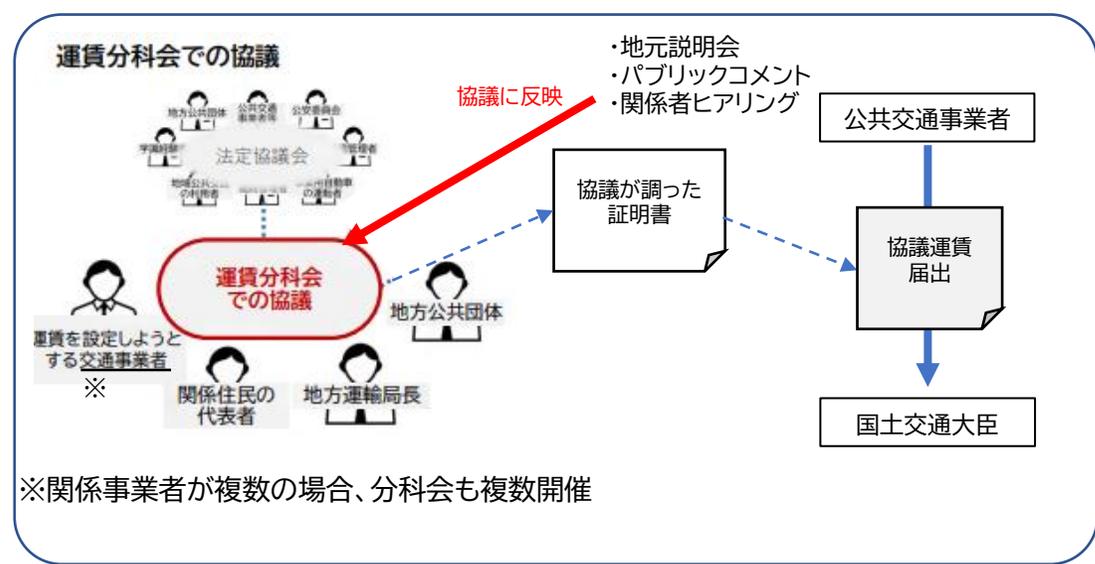
- 一 **当該路線等をその区域に含む市町村又は都道府県**
- 二 **当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者**
- 三 **当該路線等を管轄する地方運輸局長**
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が**関係住民の意見を代表する者**として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、**公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させる**ために必要な措置を講じなければならない。

## これまで



## これから



## 横手市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会設置規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び横手市地域公共交通活性化協議会規約第6条第1項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を設定し、又は変更する場合に協議を行うため、横手市地域公共交通活性化協議会運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 運賃協議分科会の所掌事項は、路線等に係る運賃等に関することとする。

(組織)

第3条 運賃協議分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長が指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

(分科会長)

第4条 運賃協議分科会に分科会長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 分科会長は、運賃協議分科会を代表し、会務を総理する。
- 3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長よりあらかじめ指名された者

が、分科会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 運賃協議分科会は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

2 運賃協議分科会の議事は、第3条各号に掲げる者（以下「委員」という。）の話し合いによる総意をもって決するものとする。

3 運賃協議分科会は、分科会長が必要と認めたときは、委員以外の関係者に出席又は必要な資料の提出を求め、意見及び説明を聴くことができる。

4 分科会長が必要と認めたときは、会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、運賃協議分科会の決議に代えることができる。

(庶務)

第6条 運賃協議分科会の庶務は、横手市地域公共交通活性化協議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、運賃協議分科会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和7年3月14日から施行する。